

第 72 回

職員の給与等に関する報告および勧告

令和 4 年 10 月

福 井 県 人 事 委 員 会

写

人 委 第 1 7 3 号
令和 4 年 10 月 4 日

福井県議会議長 大森 哲男 様
福 井 県 知 事 杉本 達治 様

福井県人事委員会
委 員 長 野村 直之

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 職員の給与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員、企業職員および臨時・非常勤の職員等を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「令和4年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、12,981人であって、これら在職者の平均年齢は41.3歳であり、また、その男女別構成は男56.3%、女43.7%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料324,767円、扶養手当9,072円、地域手当5,265円、計339,103円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料347,974円、扶養手当8,368円、地域手当6,100円、計362,442円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
区 分											
平均 給 与 月 額	給 料	324,767	315,552	390,801	363,862	347,829	483,163	310,672	312,336	322,544	347,974
	扶養手当	9,072	11,656	9,485	6,516	8,662	16,428	6,341	4,609	2,778	8,368
	地域手当	5,265	4,728	5,633	5,265	5,132	79,953	4,487	4,449	4,694	6,100
	計(円)	339,103	331,935	405,919	375,643	361,623	579,544	321,500	321,396	340,016	362,442
在職者数(人)		3,425	1,733	1,942	4,353	297	160	267	786	18	12,981
性別 (人)	男	2,244	1,534	1,081	1,890	223	130	112	90	1	7,305
	女	1,181	199	861	2,463	74	30	155	696	17	5,676
学歴 (人)	大 学	2,599	1,120	1,807	4,268	288	160	205	256	12	10,715
	短 大	318	25	55	84	7		62	518	6	1,075
	高 校	505	588	79	1	1			12		1,186
	中 学	3		1		1					5
平均年齢(歳)		41.6	36.8	45.0	42.0	41.5	43.8	38.3	37.7	38.4	41.3
平均経験年数(年)		19.7	15.5	22.4	19.4	18.5	20.6	15.9	15.9	16.1	19.1

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額を含む。

2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)

4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,057人で、全職員の39.0%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.8人（受給職員平均では2.0人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,368円（受給職員平均では21,479円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,057	39.0	0.8 〔受給職員 平均では 2.0〕	8,368 〔受給職員 平均では 21,479〕
扶養親族 1人	1,657	12.8		
2人	1,928	14.9		
3人	1,129	8.7		
4人	301	2.3		
5人	36	0.3		
6人以上	6	0.0		
扶養手当非受給職員	7,924	61.0		
計	12,981	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は2,247人で全職員の17.3%を占めている。

なお、受給職員1人当たりの平均手当月額は25,150円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分			該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
			人員(人)	割合(%)	
住 居 手 当 受 給 職 員			2,247	100.0	
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	11	0.5	25,150
		手当額11,000円を超え28,000円未満の受給者	1,400	62.3	
		手当額28,000円の受給者	836	37.2	

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は10,794人で全職員の83.2%を占めており、その内訳は交通機関等利用者621人(5.8%)、交通用具使用者9,916人(91.9%)、併用者257人(2.4%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額は10,224円となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,598人(88.9%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	該 当 職 員			受給職員平均 手当月額(円)
	区 分	人 員(人)	割 合(%)	
受 給 職 員 計		10,794	100.0	
交通機関等利用者		621	5.8	(100.0)
55,000円までの者		621	5.8	(100.0)
55,000円を超える者		0	0.0	(0.0)
交通用具使用者		9,916	91.9	(100.0)
自転車		309	2.9	(3.1)
原動機付自転車等		9	0.1	(0.1)
自動車		9,598	88.9	(96.8)
併 用 者		257	2.4	(100.0)
55,000円までの者		257	2.4	(100.0)
55,000円を超える者		0	0.0	(0.0)

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 387 事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 110 事業所を対象に、「令和 4 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種および研究員、教員等 32 職種について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。同時に、給与改定の状況や諸手当の支給状況等についても調査を行った。なお、本年も過去 2 年と同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は 42.3%（昨年 25.7%）、ベースアップを中止した事業所は 3.0%（同 14.4%）、ベースダウンを実施した事業所は 0.0%（同 0.0%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 89.1%（昨年 83.5%）となっている。昇給額が、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 28.5%（昨年 27.4%）、減額となっている事業所の割合は 1.5%（同 9.2%）、変化のない事業所が 59.1%（同 46.9%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	42.3	3.0	0.0	54.7
課 長 級	39.9	4.3	0.0	55.9

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	89.1	89.1	28.5	1.5	59.1	0.0	10.9
課 長 級	82.7	82.7	24.9	1.6	56.2	0.0	17.3

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,435円
配偶者と子1人	16,340円
配偶者と子2人	21,178円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、配偶者以外については、子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「令和4年福井県職員給与実態調査」および「令和4年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、ラスパイレス比較(注1)し、その較差を算定したところ、第8表に示すとおり、民間給与が職員給与を802円(0.22%)上回った。

第8表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	357,868 円
職員給与(注2) (B)	357,066 円
較 差 (A) - (B)	802 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.22%

(注1) 職員の構成を役職段階、学歴、年齢階層別に区分し、4月分の職員の平均給与月額と、これと条件を同じくする民間の平均給与月額のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較(新規学卒の採用者は含まれていない。)

(注2) 職員給与には、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当等を含む。

(2) 特別給

「令和4年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第9表に示すとおり所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数4.30月を上回っている。

第9表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員	
平均給与月額	下半期 (A1)	348,375 円
	上半期 (A2)	353,545 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	769,418 円
	上半期 (B2)	771,144 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.21 月分
	上半期 (B2/A2)	2.18 月分
年 間 の 合 計	4.39 月分	

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは令和4年2月から令和4年7月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物価・生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、福井市においては昨年4月と比べ2.5%の上昇となっている。

また、家計調査(総務省)の結果を基礎に算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ143,870円、154,780円、165,670円、176,570円となった。

(参考資料第16表、第18表)

(2) 雇用情勢

労働力調査(総務省)によれば、本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.3ポイント低下して2.5%(季節調整値)となっている。

また、一般職業紹介状況(厚生労働省)によれば、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月と比べ0.14ポイント上昇して1.23倍(季節調整値)、福井県では昨年4月と比べ0.13ポイント上昇して1.85倍(季節調整値)となっている。

(参考資料第18表)

5 人事院の報告等

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告するとともに、給与の改定について勧告し、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 921円 0.23% [行政職(一)…現行給与 405,049円 平均年齢42.7歳]
[俸給818円 はね返り分(注)103円] (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.41月（公務の支給月数 4.30月）

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

- 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3% [1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

<ボーナス>

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務成績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	1.00月	1.00月

[実施時期]

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中で職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請



【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人事交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開

業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を802円(0.22%)下回っていた。また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の年間支給割合は4.39月で、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.30月)が民間事業所の特別給を0.09月下回っていた。

本委員会としては、本年の職種別民間給与実態調査の結果や国家公務員の給与制度および人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給および特別給の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

ア 改定すべき事項

(ア) 給料

給料表については、職員の月例給与が民間給与を下回ることとなったことから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況を踏まえ、勤勉手当を引き上げることとする。

本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、令和5年度以降においては、6月期および12月期における勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

イ 改定の実施時期

この給与改定は、令和4年4月1日から実施することとする。

(2) 仕事と家庭の両立支援

本格的な少子高齢化を迎え働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中、個々の職員がその希望や置かれている事情に応じた働き方を選択できることが重要である。男女が共に家庭や地域における責任を担いつつ、ワーク・ライフ・バランスを実現できる勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率や県民サービスの向上、今後の多様で有為な人材の確保の観点からも重要である。

各任命権者においては、次世代育成支援対策推進法および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定し、職員の仕事と子育ての両立支援などに取り組んでいる。仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進の面からも、男性の育児参加が重要

であることから、令和3年度を初年度とする新たな計画においては、特に男性職員の子育て応援のために「育児に伴い合計1か月以上の休暇・休業を取得する男性職員の割合」や「男性の育児参加を目的とした特別休暇の取得率」などを目標値としている。

本県では、昨年4月に職員の不妊治療のための休暇を国に先駆けて設け、また育児休業の分割取得を可能とするなど制度の充実に努めているが、任命権者においては、休暇制度等の趣旨や内容の周知徹底を図り、制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、休暇・休業を取得する職員の業務を職場全体でサポートできるように職場環境を整えることが重要である。

また、中学校就学前の子を養育する職員がその子の看護や健康診断等に付き添う場合に取得が可能となっている休暇について、看護対象者の拡大など制度を充実させている他の都道府県の状況なども参考に検討し、中学生以上の子を含む子や家族の看護の際に休暇を取得できるような環境整備も重要である。

年次休暇の取得促進については、各任命権者が策定している特定事業主行動計画において取得日数の目標値が定められているところであるが、民間労働法制における時季指定の措置も踏まえ、実績の把握や休暇計画表の活用等により休暇の取得促進が望まれる。

さらに、新型コロナウイルス感染防止対策を機に導入・拡充されたテレワークや早出遅出勤務については、仕事と家庭の両立支援等の観点からも重要であるため、利用をさらに促進させる必要がある。国や一部の都道府県で導入されているフレックスタイム制については、本県においても対象者を限定した制度がこの夏に試行されたところであるが、その結果の分析や、8月に人事院から報告された国の制度の柔軟化の内容にも注視して導入の検討を進め、育児や介護など個々の職員の事情に応じた柔軟で効率的な働き方を推進し、多様な人材の能力発揮を可能としていくことが重要である。

(3) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって大切であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを継続的に提供するという観点からも重要である。

心身の健康づくりのためには、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが肝要であり、各任命権者においては、定期健診やメンタルヘルスに関する研修の実施、相談体制の充実などの様々な取り組みを行っている。特にメンタルヘルスの面においては、長期間療養している職員の円滑な職場復帰や再発防止を目指す職場復帰支援制度を実施しており、今後もこれらに積極的に取り組み、より充実したものとしていくことが望まれる。

職場管理者にあっては、日頃から職員とコミュニケーションを図り、日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更等に引き続き努める必要がある。個々の職員においても自らの心身の健康状態を把握し、早期に相談窓口にご相談するなどのセルフケアに努めることが必要である。

また、職場管理者は、全ての職員にストレスチェックの受検を積極的に働きかけ、職務上のストレス要因を分析した上で職場環境の改善を図り、ストレスチェック実施者は高ストレスと判断された職員に面接指導の申出を勧奨しメンタルヘルスの不調を未然に防止することが重要である。なお、それぞれの部署により繁忙期が異なることなどを考慮して、より適切な時期に

ストレスチェックを実施するなどの検討も望まれる。さらに、長時間労働に起因した高ストレスと判断される職員には、医師による面接指導のほか、民間において努力義務とされている勤務間インターバル制度の趣旨を踏まえ、生活時間を確保し生産性の高い働き方が可能となるよう配慮することが必要である。

なお、安全で健康に働くことのできる職場づくりのため、各任命権者においては、労働基準法や労働安全衛生法などの労働関係法令の規定により義務付けられている報告・届出等を適切に行い、職場の労働環境や職員の勤務実態を把握するとともに、労働安全や勤務条件の管理を適切に実施するよう徹底する必要がある。

また、職場における新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用の徹底や執務室の換気、多数の人が手を触れる場所の消毒を行うとともに、テレワークや時差出勤等による通勤時の感染防止対策、出勤前の検温など職員の健康管理を行い、感染防止対策を引き続き徹底する必要がある。

(4) 超過勤務時間の縮減

超過勤務時間の縮減は、職員の心身両面の健康保持、ワーク・ライフ・バランス、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題であり、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るという面からも必要である。

また、少子高齢化や厳しい人材確保競争の中で、多様で有為な人材を確保し、職員が意欲を持って働くことを可能とするためにも、重要な課題となっている。

本県においては、超過勤務命令を行うことができる上限時間（原則、1箇月に45時間かつ1年に360時間）を設定し、各任命権者においては、この遵守を徹底するとともに、超過勤務時間の縮減に向けて、全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）やライトダウンウィークの実施、所属長による声掛けの徹底や副部長会議における全庁的な超過勤務の状況の共有など、積極的な取組みが行われ、また、RPA（業務の自動処理技術）による定型業務の自動化などにより一定の効果を上げている。

任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化などを進めるとともに、超過勤務のさらなる縮減や適正な人員配置に取り組む必要がある。また、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進により業務の効率化を図るため、福井県DX推進プログラムに基づき電子決裁、RPA（業務の自動処理技術）やAI（人工知能）などのデジタルツールの導入やネットワーク環境の整備、ビッグデータの利活用などにより行政のさらなるデジタル化を推進していくとともに、これらの取組みを着実に推し進めるため、IT人材の確保・育成を行うことが重要である。

職場管理者にあっては、自らが先頭に立って仕事の進め方を見直すとともに、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、災害対応や新型コロナウイルス対策などの特例業務の状況にも配慮して所属内の業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員一人ひとりにおいても、コスト意識を持って、日頃から計画的かつ効率的に業務に取り組むため、管理職員、一般職員それぞれに対する研修により、タイムマネジメント能力の高い職員を育成する必要がある。

さらに、業務の合理化等を行ってもなお長時間の超過勤務により対応せざるを得ない場合に

は、各任命権者において、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の速やかな確保に努める必要がある。

なお、テレワークや早出遅出勤務など場所や時間を問わない新しい働き方に対応した勤務管理として、職員の業務端末の使用時間の記録等を利用して勤務時間の状況を客観的に把握するシステムを活用し、その集計・分析を通じて勤務時間を適切に管理し業務分担を見直すなど、長時間勤務の抑制に繋げることが重要である。

(5) 学校現場における負担軽減

学校現場を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務の改善が課題となっている。

教育委員会においては、「福井県教育委員会が行う義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、時間外の在校等時間の上限を原則1箇月に45時間かつ1年に360時間とする方針を定めた。引き続き、在校等時間の縮減を図るため、業務の見直しや効率化の推進を図るとともに、学校や教職員の業務改善が着実に進められるようフォローアップをしていく必要がある。

また、現在進めている学校運営支援員や部活動指導員などの外部人材の配置拡大による業務の負担軽減、学校現場におけるDXの推進等による教職員の事務作業の効率化、学校事務の共同実施の機能強化、部活動休養日の徹底等の部活動指導の負担軽減などについて、引き続き、強い取組み姿勢を持って進めていくとともに、国が推進している地域部活動への移行や合同部活動の推進などの部活動改革を推進していくことが重要である。

さらに、公立学校の教員採用試験の志願者倍率が、過去10年間で6倍台から、近年は3倍台の低水準で推移する中、優れた人材の確保が困難となることが懸念されている。質の高い教育や個々の児童生徒に応じた指導を継続して行うためには、学校現場における働きやすい環境の整備を進め、教職員の確保を図るとともに、専門的な業務を担う養護教諭や栄養教諭の適正配置および代替教職員の速やかな補充に努める必要がある。

校長等は、率先して業務の見直しや効率化、合理化を図るとともに、教職員の勤務状況を的確に把握し、業務や勤務時間の割振りを適正に行うなど、リーダーシップをもって組織マネジメントを行う必要がある。

(6) 人材の確保・育成

社会情勢の急速な変化に伴い、複雑化・高度化が進んでいる行政需要に迅速かつ的確に対応するためには、多様で有為な人材を確保することが組織全体として取り組むべき重要な課題であるとともに、職員の能力を高めるために効果的な育成を行っていくことも重要である。

近年、県職員採用試験の申込者数が伸び悩むなど人材確保が厳しい状況の中、本県では、I種試験（アピール枠）や就職氷河期世代を対象とした採用試験の新設やI種試験の一部技術職に民間企業で広く使用されているSPI3を行う「新方式」の導入などの見直しを行っているほか、県職員の仕事のやりがいや魅力を伝えるため、WEB説明会や現場見学会の開催、SNSやパンフレット等による情報発信を進めているところである。

今後も社会情勢の変化に対応した職員採用のあり方の検討を行うとともに、多くの意欲ある

人に県職員を志望してもらえよう、対面やオンラインなど様々な手法を活用して情報発信を強化していくことが必要である。

人材の育成については、様々な課題に対応するためには、職員一人ひとりが能力を高めていくとともに、組織としても取り組んでいく必要があり、意欲と能力のある若手職員の積極的な登用や、それぞれの職場における仕事へのモチベーションの維持を図るとともに、多様で効果的な研修を行うなど、人材の育成を促進することが重要である。

また、初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における職員の能力・実績や職責を給与に一層的確に反映させるため、職務・職責に応じた適切な昇格運用や国の状況を踏まえた所要の検討を行うことが必要である。

さらに、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が能力を発揮し活躍できる環境の整備が必要であり、特定事業主行動計画における女性管理職員の割合などの目標値の達成に向けて女性職員のキャリア形成やスキルアップを目指した研修の実施、仕事と家庭の両立支援の充実などにより一層取り組むことが重要である。

(7) 定年引上げへの対応

公務員の定年の65歳への段階的な引上げについては、60歳を超える職員の能力および経験の本格的な活用のため、国家公務員における状況や他都道府県の動向なども踏まえながら、令和5年4月からの定年の引上げとそれに伴う諸制度の円滑な導入に向けて準備が進められているところである。

任命権者においては、60歳以降の職員の働き方を考慮して退職者数等の動向を見通した上で、質の高い行政サービスを安定的に提供する体制を確保するため、年齢構成に偏りが生じないよう一定の新規採用を継続するなど、毎年の退職者の補充を基本とした従来の採用とは異なる対応が必要となることを想定し、必要な人員を計画的に採用する必要がある。

また、定年引上げに伴い高齢期職員の多様な働き方を可能とする新しい制度も導入されることになるが、任命権者においては、高齢期職員が自らのライフプランに合った働き方を選択できるよう、情報提供や研修の実施、高齢層職員が能力を発揮しやすい職務の検討などサポート体制を充実させるとともに、高齢層職員自身も職務に有用な専門性を高めるよう努め、制度が円滑に運用されることが重要である。

(8) ハラスメントの防止

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等については、組織の正常な業務運営の障害となるとともに職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神疾患に陥る職員を発生させる要因ともなり得るものであり、労働施策総合推進法などにより、事業主に対してハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置が義務付けられている。

これまで各任命権者においては、相談窓口の設置、ハラスメント防止ハンドブックの整備、職員研修の実施など、その防止対策に努めているところであるが、これらの実効性を高めるため職員や職場管理者への周知・啓発をさらに図るとともに、相談しやすい環境の確保のため積極的に取り組んでいく必要がある。

特に、職場管理者にあっては、ハラスメント防止対策に十分配慮し、職場秩序が良好に保た

れているか日頃から目を配り、引き続きハラスメントのない職場環境づくりに努めていくことが必要であるが、ハラスメントの事実が確認された場合には、その背景を分析した上で再発防止策を講じるなど迅速かつ適切な対応を取るとともに、プライバシーの保護などの措置も併せて講じるべきである。

(9) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

しかしながら、依然として交通法規の違反や教職員によるわいせつ行為など公務に対する県民の信頼が大きく損なわれる事案が発生している。

改めて職員一人ひとりが、自らの行動が県民の公務に対する信用に影響を与えることを強く認識し、公務の内外を問わず法令遵守を徹底していかなければならない。また、公務の執行者としての責務や公務の活動に要する費用は税金によって賄われていることを常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという高い倫理観・使命感を持って、自らの行動を律するよう努め、全力で職務に精励することが必要である。

このため、各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、これまで以上に職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることが肝要である。

また、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や勤務態度を常に把握し、日頃から適時適切な指示および指導を行うとともに、職場における倫理観の向上に努め、公務員倫理の徹底を図っていくことが必要である。特に、飲酒運転は重大な懲戒処分に至る事案であり、県民の信頼を著しく毀損する行為であることから、絶対に行わないよう綱紀粛正を徹底する必要がある。

(10) 非常勤職員の適切な処遇

現在、公務においては、多様化する行政ニーズに対応するため、臨時・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態の職員が重要な担い手として、能力を十分に発揮して働きやすい環境を整備することが必要不可欠となっている。

このような中、一般職の会計年度任用職員制度が導入されているが、休暇・休業制度の充実が図られているところであり、任命権者においては適正な任用や勤務条件が確保されるよう、引き続き適切に対応していく必要がある。

(11) 適正な給与の確保

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒、高卒程度の試験採用職員の初任給を 3,000 円から 4,000 円程度引き上げるなど、30 歳台半ばまでの職員が在籍する号給について現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

ア 令和 4 年 12 月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員（同条例第 21 条第 2 項に規定する職員）以外の職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を現行の 0.95 月分から 0.1 月分引き上げ、1.05 月分とすること。再任用職員については、現行の 0.45 月分から 0.05 月分引き上げ、0.5 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を現行の 1.15 月分から 0.1 月分引き上げ、1.25 月分とすること。再任用職員については、現行の 0.55 月分から 0.05 月分引き上げ、0.6 月分とすること。

イ 令和 5 年 6 月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の 0.95 月分から 0.05 月分引き上げ、1.0 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.475 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.15 月分から 0.05

月分引き上げ、1.2月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の1.625月分から0.05月分引き上げ、1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.625月分から0.025月分引き上げ、1.65月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の1.625月分から0.05月分引き上げ、1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.625月分から0.025月分引き上げ、1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイおよび2の(2)のイ、3の(2)のイについては、令和5年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職 級 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	300,600	342,600	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	303,000	345,200	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	305,300	347,700	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	307,700	350,300	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	310,000	352,800	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	312,300	355,400	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	314,700	357,800	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	317,000	360,400	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	319,200	362,900	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	321,400	365,500	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	323,700	367,900	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	325,900	370,500	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	328,100	372,400	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	330,100	374,900	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	332,300	377,200	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	334,500	379,700	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	336,400	382,100	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	338,600	384,800	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	340,600	387,400	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	342,800	390,100	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	344,600	392,500	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	346,600	394,800	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	348,600	397,000	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	350,600	399,400	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	352,300	401,200	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	354,300	403,200	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	356,100	405,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	358,000	406,900	458,300	517,700
再任用	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	359,900	408,800	459,300	518,700
職 員	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	361,800	410,600	460,000	519,600
以	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	363,800	412,400	460,800	520,500
外	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	365,700	414,300	461,500	521,400
の	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	367,700	416,100	462,200	522,200
職	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	369,600	417,600	463,000	523,100
員	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	371,600	419,100	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	373,600	420,700	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	375,100	422,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	376,900	423,600	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	378,700	424,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	380,300	426,100	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	382,100	427,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	383,500	428,600	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	385,000	429,900	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	386,600	431,100	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	388,000	432,300	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	389,200	433,100		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	390,400	433,900		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	391,500	434,700		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	392,600	435,300		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	393,800	436,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	395,000	436,700		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	396,100	437,400		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	396,800	438,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	397,500	439,000		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	398,200	439,400		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	398,900	440,100		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	399,500	440,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	400,100	441,000		
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	400,600	441,400		
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	401,000	441,800		
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	401,400	442,200		
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	401,700	442,600		
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	402,000	443,000		
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	402,300	443,300		

65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	402,600	443,600		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	402,900	444,000		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	403,200	444,300		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	403,500	444,600		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	403,800	444,900		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	404,100			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	404,400			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	404,700			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	405,000			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	405,300			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	405,600			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	405,900			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	406,100			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	406,400			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	406,700			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	407,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	407,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	407,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	407,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	408,000			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	408,200			
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	408,500			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	408,800			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	409,000			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	409,200			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	409,500			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	409,800			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	410,000			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	410,200			
94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900					
96		295,600	343,500	382,300					
97		295,800	343,700	382,600					
98		296,100	344,100	383,100					
99		296,500	344,500	383,500					
100		296,900	344,800	383,900					
101		297,100	345,100	384,200					
102		297,400	345,500	384,700					
103		297,800	345,900	385,100					
104		298,100	346,300	385,500					
105		298,300	346,800	385,800					
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700					</		

警察職給料表

職員の 区分	職 級の 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級									
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	再任用 職 員							
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800		69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600		70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500		71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400		72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800		73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500		74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100		75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600		76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200		77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900		78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500		79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100		80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200		81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800		82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600		83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400		84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000		85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800		86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600		87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300		88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900		89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600		90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200		91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000		92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500		93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900		94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100		
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400		95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500		
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700		96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900		
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900		97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200		
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600		98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600		
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300		99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000		
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000		100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400		
再任用 職 員 以 外 の 職 員	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500		101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700		
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300		102	309,900	334,300	360,600	388,100			
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000		103	311,000	335,400	361,700	388,700			
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600		104	312,000	336,600	362,900	389,200			
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900		105	312,800	337,700	364,100	389,500			
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500		106	313,400	338,800	364,600	389,900			
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000		107	314,000	339,800	365,200	390,400			
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500		108	314,700	340,900	365,800	390,700			
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000		109	315,200	342,100	366,400	391,000			
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400		110	315,700	343,100	366,900	391,500			
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800		111	316,200	344,100	367,400	392,000			
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200		112	316,800	345,000	367,900	392,500			
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500		113	317,600	345,900	368,300	392,800			
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800		114	318,300	346,800	368,700	393,300				
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300		115	319,000	347,800	369,300	393,800				
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800		116	319,700	348,800	369,800	394,300				
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300		117	320,300	349,800	370,200	394,600				
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600		118	321,100	350,300	370,700	395,100				
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900		119	321,800	350,900	371,300	395,600				
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300		120	322,600	351,500	371,800	396,100				
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700		121	323,200	351,800	372,000	396,500				
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900		122	323,500	352,200	372,500	397,000				
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200		123	324,000	352,700	373,000	397,400				
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400		124	324,500	353,100	373,400	397,900				
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800		125	324,800	353,500	373,900	398,300				
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000		126		353,900	374,400	398,800				
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200		127		354,400	374,900	399,200				
	60	264,900	27																

教 育 職 給 料 表 (一)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級								
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額								
		円	円	円	円								
	1	164,400	207,400	332,200	416,900		77	280,800	363,800	450,800			
	2	165,900	209,100	334,400	418,700		78	281,800	365,500	451,400			
	3	167,400	210,700	336,500	420,500		79	282,800	367,200	451,900			
	4	168,900	212,400	338,500	422,200		80	283,800	368,800	452,400			
	5	170,500	214,200	340,600	423,700		81	284,900	370,300	452,900			
	6	172,400	215,800	342,400	425,200		82	286,100	371,800	453,500			
	7	174,200	217,500	344,200	427,100		83	287,300	373,300	454,000			
	8	176,000	219,100	345,800	429,000		84	288,500	374,700	454,500			
	9	177,700	220,900	347,500	430,800		85	289,500	375,800	455,000			
	10	179,800	222,800	349,600	432,600		86	290,600	377,200	455,600			
	11	181,800	224,700	351,700	434,500		87	291,600	378,600	456,100			
	12	183,700	226,600	353,800	436,300		88	292,800	379,900	456,600			
	13	185,600	228,100	355,900	438,000		89	293,900	381,200	457,100			
	14	187,700	230,100	357,900	439,900		90	295,000	382,500				
	15	189,800	232,100	359,900	441,700		91	296,200	383,700				
	16	191,900	234,100	361,900	443,600		92	297,400	385,000				
	17	194,100	235,900	363,500	445,300		93	297,900	386,300				
	18	196,400	238,600	365,400	447,100		94	298,900	387,400				
	19	198,900	241,300	367,200	448,900		95	300,000	388,700				
	20	201,200	244,000	369,200	450,700		96	301,200	389,900				
	21	203,600	246,600	370,800	452,300		97	302,200	391,300				
	22	205,200	249,400	372,700	454,000		98	303,300	392,300				
	23	206,900	252,000	374,500	455,900		99	304,300	393,400				
	24	208,600	254,700	376,400	457,600		100	305,400	394,400				
	25	210,100	257,000	377,700	459,300		101	306,300	395,300				
	26	211,600	259,400	379,500	460,900		102	307,400	396,300				
	27	213,300	261,900	381,300	462,500		103	308,500	397,400				
	28	214,900	264,100	383,200	464,000		104	309,500	398,500				
	29	216,400	266,600	385,000	465,500		105	310,100	399,200				
	30	218,100	268,900	386,900	466,800		106	311,000	400,100				
	31	219,800	271,100	388,800	468,100		107	311,800	401,000				
	32	221,500	273,200	390,800	469,400		108	312,600	401,900				
	33	222,900	275,300	392,500	470,600		109	313,500	402,700				
	34	224,700	277,500	394,200	471,300		110	313,900	403,600				
	35	226,500	279,600	395,800	472,000		111	314,300	404,400				
	36	228,200	281,500	397,600	472,700		112	314,800	405,200				
再任用 職員 以外の 職員	37	229,700	283,800	398,800	473,300		113	315,400	405,800				
	38	231,500	285,500	400,300	474,000		114	315,800	406,500				
	39	233,300	287,400	401,700	474,700		115	316,300	407,200				
	40	235,100	289,200	403,100	475,400		116	316,800	407,900				
	41	236,800	290,600	404,800	476,000		117	317,400	408,500				
	42	238,500	292,700	406,200	476,700		118	317,900	409,000				
	43	240,100	294,700	407,500	477,400		119	318,300	409,400				
	44	241,700	296,900	409,000	478,100		120	318,800	409,800				
	45	242,900	298,900	410,600	478,700		121	319,300	410,200				
	46	244,200	301,300	411,900	479,400		122	319,700	410,500				
	47	245,500	303,500	413,400	480,100		123	320,200	410,800				
	48	246,600	306,100	415,000	480,800		124	320,700	411,000				
	49	247,900	308,300	416,700	481,400		125	321,300	411,200				
	50	249,300	310,700	418,100			126	321,600	411,500				
	51	250,500	313,000	419,700			127	321,900	411,800				
	52	251,900	315,200	421,200			128	322,200	412,000				
	53	253,000	317,300	422,900			129	322,400	412,200				
	54	254,200	319,100	424,400			130	322,700	412,500				
	55	255,500	320,700	426,000			131	323,000	412,800				
	56	256,500	322,300	427,600			132	323,300	413,000				
	57	257,800	324,200	429,100			133	323,500	413,200				
	58	258,500	326,300	430,600			134	323,700	413,500				
	59	259,600	328,400	431,800			135	323,900	413,800				
	60	260,600	330,400	433,000			136	324,200	414,000				
	61	261,700	332,500	434,200			137	324,500	414,200				
	62	262,600	334,600	435,500			138	324,700	414,500				
	63	263,700	336,800	436,800			139	325,000	414,800				
	64	264,500	339,000	438,000			140	325,300	415,000				
	65	265,800	340,700	439,200			141	325,500	415,200				
	66	267,200	342,900	440,400			142	325,700	415,500				
	67	268,600	344,900	441,600			143	326,000	415,800				
	68	270,200	347,100	442,800			144	326,200	416,000				
	69	271,500	348,900	444,000			145	326,500	416,200				
	70	272,800	350,800	445,200			146	326,700	416,500				
	71	274,100	352,800	446,400			147	327,000	416,800				
	72	275,400	354,800	447,600			148	327,300	417,000				
	73	276,400	356,400	448,700			149	327,500	417,200				
	74	277,600	358,300	449,300			150	327,700	417,500				
	75	278,900	360,100	449,800			151	328,000	417,800				
	76	279,900	362,000	450,300			152	328,300	418,000				
							153	328,500	418,200				
	再任用 職員							234,000	274,300	331,100	415,200		

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額には、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	366,600	448,700
再任用職員以外の職員	37	229,100	257,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	370,000	449,700
	39	232,500	261,900	371,300	450,200
	40	234,200	264,100	372,900	450,700
	41	235,800	266,600	374,000	451,200
	42	237,500	268,900	375,400	451,700
	43	239,100	271,100	376,800	452,200
	44	240,700	273,200	378,300	452,700
	45	242,300	275,300	379,700	453,200
	46	243,800	277,500	381,300	453,700
	47	245,100	279,600	382,900	454,200
	48	246,400	281,500	384,400	454,700
	49	247,500	283,800	385,800	455,200
	50	248,800	285,500	387,300	
	51	250,200	287,400	388,800	
	52	251,300	289,200	390,200	
	53	252,400	290,600	391,400	
	54	253,800	292,700	392,700	
	55	254,800	294,700	393,800	
	56	255,800	296,900	394,900	
	57	257,000	298,900	396,300	
	58	258,000	301,300	397,500	
	59	259,100	303,500	398,700	
	60	260,100	306,100	400,000	
	61	261,300	308,300	401,200	
	62	262,000	310,700	402,200	
	63	262,900	313,000	403,600	
	64	263,500	315,200	404,900	
	65	264,500	317,300	406,100	
	66	265,900	319,100	407,200	
	67	267,000	320,700	408,400	
	68	268,300	322,300	409,500	
	69	269,800	324,200	410,500	
	70	271,300	326,300	411,700	
	71	272,600	328,400	412,900	
	72	274,000	330,400	414,100	
	73	274,800	332,500	414,700	
	74	275,800	334,600	415,500	
	75	277,000	336,800	416,200	
	76	278,000	339,000	416,700	
	77	279,200	340,700	417,000	
	78	280,200	342,600	417,400	
	79	281,400	344,300	417,800	
	80	282,300	346,100	418,200	
	81	283,500		347,900	418,500
	82	284,300		349,700	418,900
	83	285,300		351,100	419,300
	84	286,300		352,900	419,600
	85	287,200		354,100	419,900
	86	288,100		355,700	420,300
	87	288,800		357,200	420,700
	88	289,800		358,700	421,000
	89	290,800		360,000	421,300
	90	291,700		361,300	421,600
	91	292,600		362,700	421,900
	92	293,400		364,100	422,100
	93	293,700		365,600	422,300
	94	294,400		366,900	422,600
	95	295,100		368,200	422,900
	96	295,900		369,400	423,100
	97	296,700		370,400	423,300
	98	297,500		371,400	423,600
	99	298,300		372,400	423,900
	100	299,000		373,400	424,100
	101	299,900		374,300	424,300
	102	300,400		375,300	424,600
	103	300,900		376,300	424,900
	104	301,400		377,300	425,100
	105	301,600		378,100	425,300
	106	302,000		379,000	
	107	302,300		379,900	
	108	302,500		380,900	
	109	302,700		381,700	
	110	302,900		382,700	
	111	303,200		383,700	
	112	303,500		384,700	
	113	303,700		385,300	
	114	303,900		386,200	
	115	304,100		387,100	
	116	304,400		388,000	
	117	304,700		388,800	
	118	305,000		389,500	
	119	305,300		390,300	
	120	305,600		391,100	
	121	305,800		391,700	
	122	306,000		392,500	
	123	306,200		393,200	
	124	306,500		393,900	
	125	306,800		394,500	
	126			395,200	
	127			395,700	
	128			396,300	
	129			397,000	
	130			397,600	
	131			398,100	
	132			398,600	
	133			398,900	
	134			399,200	
	135			399,500	
	136			399,800	
	137			400,100	
	138			400,400	
	139			400,700	
	140			401,000	
	141			401,300	
	142			401,600	
	143			401,900	
	144			402,200	
	145			402,400	
	146			402,700	
	147			403,000	
	148			403,200	
	149			403,400	
	150			403,700	
	151			404,000	
	152			404,200	
	153			404,400	
	154			404,700	
	155			405,000	
	156			405,200	
	157			405,400	
	158			405,700	
	159			406,000	
	160			406,200	
	161			406,400	
	162			406,700	
	163			407,000	
	164			407,200	
	165			407,400	
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	404,200
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	406,900
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	409,700
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	412,400
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	415,300
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	417,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	420,700
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	423,400
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	425,900
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	428,600
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	431,200
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	433,800
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	436,200
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	438,800
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	441,400
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	443,900
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	446,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	448,600
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	451,100
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	453,600
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	455,500
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	457,600
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	459,700
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	461,700
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	463,600
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	465,500
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	467,500
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	469,500
再任用 職 員 以外 の 職 員	29	198,900	267,100	342,600	384,200	471,300
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	473,200
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	475,200
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	477,200
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	478,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	480,500
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	482,100
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	483,800
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	485,300
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	486,400
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	487,700
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,900
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	489,800
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	490,700
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	491,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	492,700
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	493,500
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	494,300
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	495,100
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	495,900
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	496,500
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	
	58	248,500	303,000	377,100	427,400	
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	
	60	250,300	304,900	378,500	430,100	
	61	251,300	305,800	379,100	430,900	
	62	252,200	306,900	379,800	431,800	
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	
	74	264,500	318,600	388,600	439,900	
	75	265,700	319,700	389,200	440,400	
	76	266,700	320,800	389,900	440,900	
	77	267,700	321,900	390,600	441,400	
	78	268,800	322,900	391,200	442,000	
	79	270,000	323,800	391,800	442,500	
	80	270,900	324,700	392,400	443,000	
	81	272,100	325,800	393,000	443,500	
	82	273,300	326,600	393,600	444,100	
	83	274,500	327,300	394,200	444,600	
	84	275,500	328,100	394,800	445,100	
	85	276,600	328,600	395,300	445,600	
	86	277,600	329,100	395,800	446,200	
	87	278,700	329,600	396,300	446,700	
	88	279,700	330,100	397,000	447,200	
	89	280,500	330,400	397,400	447,700	
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用 職 員		217,500	258,700	283,500	325,900	380,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第一号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第二号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

別記第3

特定任期付職員

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

令和4年職員給与実態調査の概要	30
第1表 部局別、給料表別職員構成	31
第2表 給料表別人員の推移	31
第3表 給料表別、学歴別職員構成	32
第4表 平均給与月額の前年比較	32
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	33
第6表 給料表別、級別平均経験年数	43
第7表 給料表別年齢構成	44
第8表 扶養手当の支給状況	45
第9表 職員の通勤状況	45
第10表 住居手当の支給状況	47

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	48
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	49
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	49
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	50
第14表 民間における初任給の改定状況	60
第15表 民間における賞与の配分状況	60
第16表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	60

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	61
第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	62
第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	62

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	63
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和4年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、令和4年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

令和4年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位:人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	福井海区 漁業調整委員会	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,472	26	9	12	253	5	4	87	33	165	64	295	3,425
警察職												1,733	1,733
教育職(一)								1,276	666				1,942
教育職(二)										2,729	1,624		4,353
研究職	246				28							23	297
医療職(一)	160												160
医療職(二)	266										1		267
医療職(三)	784											2	786
福祉職	18												18
合計	3,946	26	9	12	281	5	4	1,363	699	2,894	1,689	2,053	12,981

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位:職員数 人、指数%)

給料表		年月									
		H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月
行政職	職員数	3,348	3,367	3,360	3,397	3,443	3,459	3,411	3,404	3,426	3,425
	指数	97.8	98.3	98.1	99.2	100.5	101.0	99.6	99.4	100.0	100.0
警察職	職員数	1,710	1,697	1,718	1,724	1,730	1,730	1,731	1,734	1,745	1,733
	指数	98.7	97.9	99.1	99.5	99.8	99.8	99.9	100.1	100.7	100.0
教育職(一)	職員数	2,206	2,200	2,191	2,160	2,134	2,100	2,063	2,020	1,953	1,942
	指数	113.6	113.3	112.8	111.2	109.9	108.1	106.2	104.0	100.6	100.0
教育職(二)	職員数	4,636	4,606	4,578	4,575	4,559	4,538	4,483	4,454	4,393	4,353
	指数	106.5	105.8	105.2	105.1	104.7	104.2	103.0	102.3	100.9	100.0
研究職	職員数	270	275	282	290	283	283	282	292	298	297
	指数	90.9	92.6	94.9	97.6	95.3	95.3	94.9	98.3	100.3	100.0
医療職(一)	職員数	144	144	143	146	152	153	148	152	155	160
	指数	90.0	90.0	89.4	91.3	95.0	95.6	92.5	95.0	96.9	100.0
医療職(二)	職員数	285	282	280	274	272	270	260	256	266	267
	指数	106.7	105.6	104.9	102.6	101.9	101.1	97.4	95.9	99.6	100.0
医療職(三)	職員数	705	718	730	790	839	816	796	788	794	786
	指数	89.7	91.3	92.9	100.5	106.7	103.8	101.3	100.3	101.0	100.0
福祉職	職員数	22	18	19	21	21	21	20	21	20	18
	指数	122.2	100.0	105.6	116.7	116.7	116.7	111.1	116.7	111.1	100.0
合計	職員数	13,326	13,307	13,301	13,377	13,433	13,370	13,194	13,121	13,050	12,981
	指数	102.7	102.5	102.5	103.1	103.5	103.0	101.6	101.1	100.5	100.0

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人 比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	男		女	
											職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,599	75.9	318	9.3	505	14.7	3	0.1	3,425	(100.0)	2,244	65.5	1,181	34.5
警察職	1,120	64.6	25	1.4	588	33.9	0	0.0	1,733	(100.0)	1,534	88.5	199	11.5
教育職(一)	1,807	93.0	55	2.8	79	4.1	1	0.1	1,942	(100.0)	1,081	55.7	861	44.3
教育職(二)	4,268	98.0	84	1.9	1	0.0	0	0.0	4,353	(100.0)	1,890	43.4	2,463	56.6
研究職	288	97.0	7	2.4	1	0.3	1	0.3	297	(100.0)	223	75.1	74	24.9
医療職(一)	160	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	160	(100.0)	130	81.3	30	18.8
医療職(二)	205	76.8	62	23.2	0	0.0	0	0.0	267	(100.0)	112	41.9	155	58.1
医療職(三)	256	32.6	518	65.9	12	1.5	0	0.0	786	(100.0)	90	11.5	696	88.5
福祉職	12	66.7	6	33.3	0	0.0	0	0.0	18	(100.0)	1	5.6	17	94.4
合計	10,715	82.5	1,075	8.3	1,186	9.1	5	0.0	12,981	(100.0)	7,305	56.3	5,676	43.7

(注)「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	令和4年(A) (円)				令和3年(B) (円)				比 率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	324,767	9,072	5,265	339,103	325,017	9,275	5,319	339,611	99.9	97.8	99.0	99.9
警察職	315,552	11,656	4,728	331,935	316,026	11,562	4,694	332,282	99.9	100.8	100.7	99.9
教育職(一)	390,801	9,485	5,633	405,919	391,285	9,632	5,648	406,565	99.9	98.5	99.7	99.8
教育職(二)	363,862	6,516	5,265	375,643	365,456	6,530	5,299	377,285	99.6	99.8	99.4	99.6
研究職	347,829	8,662	5,132	361,623	347,709	8,381	5,099	361,189	100.0	103.4	100.6	100.1
医療職(一)	483,163	16,428	79,953	579,544	485,115	15,239	81,476	581,830	99.6	107.8	98.1	99.6
医療職(二)	310,672	6,341	4,487	321,500	308,387	5,673	4,442	318,502	100.7	111.8	101.0	100.9
医療職(三)	312,336	4,609	4,449	321,396	312,749	4,383	4,452	321,584	99.9	105.2	99.9	99.9
福祉職	332,544	2,778	4,694	340,016	322,510	3,000	4,557	330,067	103.1	92.6	103.0	103.0
合計	347,974	8,368	6,100	362,442	348,675	8,380	6,106	363,161	99.8	99.9	99.9	99.8

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」はそれぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表 級	号給																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
行政職	1								5			4	2	2	1	2	2		1	4	1	3		4	5	2	1	10	51	4	
	2							2	3	4	5	4	16	9	5	35	15	18	5	39	22	15	12	35	15	27	11	29	20	18	
	3		1					1			1	1	4	1		4	6	12	9	24	15	8	16	20	8	23	21	23	11	17	
	4															1						1			1	2		3		3	
	5																														
	6			1															1												
	7																														
	8															1				1	15	10	1	2	3	5	2	2	3	1	1
	9					1		2				1	1		4	5	4				1										1
計																															
警察職	1				11			14	6		1	14	1	1		16	1			21	30	6	2	60	3		2	9	2	1	
	2																				37	4	4		33	6	7	2	35	6	6
	3			1						2		1				3		2		5	2	3		4		5	1	4	2	7	
	4											1						1				4	1	2			1	4		2	
	5																									1					1
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														2
計																															
教育職(一)	1																														
	2				15		1	5	8		2	12	4	3	1	15	2	6	2	9	4	7	3	12	2	6	1	11	3	9	
	3																														
	4																				1		2		1	2	4	4	2	2	3
計																															
教育職(二)	1																														
	2															66				3	47	21	6	6	70	9	7	4	61	11	18
	3																														
	4																				5	11	48	46	49	24	22	6	8	7	8
計																															

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	給 級	料 表																	
2	87	6	3	5	54	14	7	4	55	9	5	5	6	4	4	4	5	2	1	1	1	1			1				1	1	行																	
10	34	7	10	6	4	5	3	2	3	1	3			2												1				2																		
23	15	20	13	23	18	8	18	16	12	17	11	17	16	12	18	9	8	16	12	13	12	9	6	10	8	2	3	5	8	3																		
2	2	1	4	3	4	2	4	5	6	10	8	10	6	9	10	21	16	21	21	14	22	15	10	17	18	11	10	17	7	4																		
								1				1	1	1	3	2		1	1	2	3	1	6	4	5	5	14	5	9	5																		
															1								1		1		6	11	7	6	政																	
								3	20	2		3	3	1			1													7																		
1	1	1	1			1	1							1																8																		
																															9	職																
																	計																															
2	2	1	3		3	1		2	3	1		1		1		1		1			2									1																		
3	20	1	9	5	21	6	12	4	21	5	11		9	2	7	7	10	1	5	4	6		1						2																			
2	11	5	1	2	6	3	9	4	15	5	16	11	21	7	11	7	17	5	15	5	13	10	12	5	11	1	4	1	6	3	警																	
1	3	1	3	1	6	1	3	2	4	3	12	12	12	4	15	4	9	6	11	1	15	4	11	7	10	12	12	3	7	4																		
1	1		2	1	1		1		1			2		5	8	10	8	8	5	6	3	6	6	11	7	4	3	4	6	5																		
					1							1			1		1		1	1	1	1	1	1			1		2	6	察																	
																						3		11	1	3	1	2	1	7																		
													3	5		5	1	1					1	1	1					8																		
	1	4	2						1																					9	職																	
																	計																															
1						1								1					1					1				1		1																		
4	12	6	12	4	13	6	18	2	11	5	14	5	12	11	5	7	9	8	12	13	8	4	9	13	6	10	7	11	13	2	教育職																	
																												1	12	3																		
1	5	1	2	2	2	1	1	1																						4	(一)																	
																	計																															
																															1																	
4	71	10	30	9	63	10	46	17	74	15	40	7	54	12	53	13	56	17	42	9	42	18	36	13	21	30	33	24	28	2	教育職																	
																															3																	
1	2	4																												4	(二)																	
																	計																															

給料表	給 級	給 号																														
		61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
行政職	1				1																											
	2																															
	3	1	2	2		1			1		1	1			1	1					1				1	1				1	1	
	4	12	14	6	11	16	15	9	7	8	3	5	3	4	2	2		6	7	2	11	6	8	8	5	6	5	8	3	2	3	
	5	14	13	16	15	18	15	22	18	25	19	24	19	25	19	16	18	5	17	11	19	15	6	12	16	16	14	11	27	30	22	
	6	35	9	9	9	23	15	11	8	13	10	12	17	14	8	9	5	9	6	13	6	1	3	7	1			1		1		
	7									2																						
	8																															
	9																															
	計																															
警察職	1																															
	2																															
	3	1	5	2	6	2		1	1	1	1	2	3		2		1	1	1	1		3	2	1		1	2					
	4	9	4	14	5	9	4	8	3	4	7	6	6	1	1	2	2	1	3	2	1	2	1	4	4	1	3		3	3	3	
	5	6	4	7	5	7	4	7	9	6	6	4	3	4	2	4	4	2	2	3	2	7	3	1	4	7		5	2	1	6	
	6	3		1	2	1	5	2		1	1		1			1	1		2	2	1	2	3	1	1	2	6	2	1		2	
	7	1		2	1	3	2		2	1		1		1	1	3		1		1			1	1		1						
	8																															
	9																															
	計																															
教育職(一)	1					2				1										1		1				1		3	1	4	2	
	2	12	8	15	9	16	8	12	8	19	7	15	8	2	10	8	7	11	8	9	5	17	11	6	13	13	1	10	8	10	4	
	3		7		3	3	4		3	4	2		1	1		1	1	2					1	1								
	4																															
	計																															
教育職(二)	1																															
	2	33	27	25	33	16	27	27	37	27	27	17	21	30	17	24	19	24	17	34	7	38	16	21	11	13	12	9	9	24	17	
	3														3	63	12	15	8	30	1	30	11	16	4	22	4	5	7	7	5	
	4																															
	計																															

(單位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	號級	給料表		
																															1	行政	
																															2		
					1									1		2							1								3		
4	2	1	4	2	2				1		5	1		22																	4		
18	29	309																															5
		19																															6
																																	7
																																	8
																																	9
																			計														
																															1	警察	
																															2		
1	1		2	1									1	1			1				1						1				3		
4	3	2	1	3	1				6	2	2	1	3	1	3	3	1	2			1	1	2	4	1	1	1	5	1		4		
3	1	2	1		1	1	1	1	1	3	40																				5		
1	3	32																													6		
																															7		
																															8		
																															9		
																			計														
2	1	1			2	1			1	1	1	1	2	1	3	1			2		3		1		1	1	1		1	1	教育職(一)		
6	8	17	5	12	7	14	4	17	8	12	11	23	9	14	8	17	9	18	8	16	5	19	10	17	6	12	15	19	12	2			
																																3	
																																4	
																			計														
																															1	教育職(二)	
26	20	32	14	24	23	18	19	20	13	15	12	21	16	31	17	12	13	25	11	35	14	30	21	22	28	28	26	20	27	2			
1	6	2	4				1																							3			
																															4		
																			計														

給料表	等級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150		
		行政職	1																														
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
計																																	
警察職	1																																
	2																																
	3																																
	4	2	2	3	3	2	3		1	8																							
	5																																
	6																																
	7																																
	8																																
	9																																
	計																																
教育職(一)	1																																
	2	20	21	14	28	13	18	10	18	9	24	14	19	12	21	10	33	29	36	37	59	38	67	37	58	28	37	11	10	6	6		
	3																																
	4																																
	計																																
教育職(二)	1																																
	2	24	24	21	19	32	16	25	12	30	19	21	16	26	16	24	22	20	29	17	26	17	29	35	28	24	41	27	41	63	61		
	3																																
	4																																
	計																																

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給 料 表	再 任 用		
																			392	196,930	1	行	12		
																			500	232,397	2		61		
																			625	288,661	3		43		
																			558	361,386	4				
																			938	389,368	5				
																			303	403,612	6		政	3	
																			35	428,663	7				
																			54	452,350	8			1	
																			20	495,745	9		職		
																			3,425	324,767	計		120		
																				225	207,734	1	警 察		
																				310	244,354	2			
																				333	281,732	3		2	
																				406	347,886	4		16	
																				293	402,108	5			
																				93	420,587	6		1	
																				45	434,684	7		1	
																				18	450,172	8			
																				10	470,630	9		職	
																			1,733	315,552	計		20		
																				50	309,502	1	教育 職	9	
2	1	1																		1,808	389,884	2		136	
																				47	450,598	3			
																				37	469,505	4		(一)	
																			1,942	390,801	計		145		
																						1	教育 職		
76	85	66	96	63	61	29	29	8	10	3	4									3,853	355,112	2		161	
																					257	425,802		3	
																					243	437,068		4	(二)
																			4,353	363,862	計		166		

給料表 級	給 号																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
研 究 職	1																													
	2				5		4			1	5	1	1		8		1	1	6	2			3	3		1	2	1	1	
	3									2		6	3	1	2	1	2	4		2	1	3		1	2	3	3	1	3	3
	4																													
	5																							1	1				1	
	計																													
医 療 職 (一)	1	3		4			1													1										
	2			2		8				6			6	2																
	3			1	1	3	1			4	1		3	2			3	2		2	2	1	3				4	2	1	1
	4																													
	計																													
医 療 職 (二)	1																													
	2						7	2			6	2	1		2	1	1		4				11	2	2		5	1	1	
	3															2	2		2		2		4	3	2		1	2	2	
	4																								2	4	1	4	2	
	5													1										1						
	6																													
	7																													1
	計																													
医 療 職 (三)	1																													
	2								20		3	28		7		17	3	3	2	11	3	4		11	8	8	5	17		
	3										2	8	5	8	3	10	4	4	4	7	5	4	1	5	2	5		5		
	4														3	2	2	2	2	1	1	4	4	6	7	5	1	2		
	5									1					4	5	2	4	3	7	2	4	2	9	4	5	5	7		
	6																													
	7																													
	計																													
福 祉 職	1																											1		
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	計																													

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	級	給料表		
																															1	研究職	
2	4	2	2	3	4	1	3	4	5		1									1										2			
2	3	4	2	5	2	3		1		1	1		2	2	1	1				2	1	2	1		1		1		3	3			
																4	1				8	1	1	1	2	1	3		1	4			
																															5		
																															1	医療職 (一)	
																															2		
2	4					1			2	2	3	1						2	1	2		1			1	2				3			
	1		2	2		1			1	2	3	1			3			1	1	3	2	1	2	1		6	2	2	4				
																										1					1	医療職 (二)	
	4	1	1		2							1				1															2		
	3	1	5	3	4				2			1			1									1							3		
8	3	3	7	3	9	3	4	5	2	3	1		2																	4			
1	3	4	1	1	1	1	2			1		1	1	1	2	2	1	4			2				1		1			5			
												5		1	1						1	1			1	1		1			6		
1			1																												7		
11	13	7	25	12	5	1	2	1	2	1						1	1						1	1	1						1	医療職 (三)	
1	4	4	1	1	2	2	2					3	1	2						1	1		1								2		
3	4	1	4	2	3	1	2	2	2		1	2	1	3	1				1	2		2	1				2	1	1		3		
8	8	6	7	5	3	2	8	4	6	7	8	6	1	4	3	4	3	3	3	7	2	3	1	3	3		1	2			4		
												8	1	1		2				1													5
																																	6
					1																												7
													1				1															1	福祉職
			1								2				1		1	1	1													2	
																	1															3	
				1				1					1																			4	
																																5	
																																6	

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90						
		研究職	1																																		
	2																																				
	3			2	1	2	1	2	1		1	1	3		2		2	1		2	1		2	2	1	2	5	4	2	5	1						
	4		3	3	1		2	1	3	1				1	1	1						1															
	5																																				
	計																																				
医療職	1																																				
	2																																				
	3			1																			2						1								
(一)	4	1	2			1	1	1	1			3	1	1	3		1	5	1	2		1	1								1						
	計																																				
医療職	1																																				
	2																																				
	3																																				
	4																																				
(二)	5	1		1	1	1	1			1	2	3		1			4	2		1	3			1	2	2	5										
	6						1																														
	7																																				
	計																																				
医療職	1																																				
	2				1																																
	3															1																					
	4	1																						1													
(三)	5	3	2	3	5	4	4	1	4	2	3	2	1	1	3	2	3	3	3	4	1	4	4	1	5	3	2	1	5	2	4						
	6																																				
	7																																				
	計																																				
福祉職	1																																				
	2																																				
	3																																				
	4										1		1			1																					
	5																																				
	6																																				
	計																																				

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用		
																						1		1		
																					78	251,849	2	研究職	3	
																					175	370,126	3			
																					41	426,685	4			
																					3	464,933	5			
																					297	347,829	計			4
																					9	262,889	1	医療職 (一)		
																					24	368,833	2			
																					63	471,452	3			
																					64	568,541	4			
																					160	483,163	計			
																					1	227,640	1	医療職 (二)		
																					58	224,101	2			2
																					43	268,564	3			6
																					66	305,654	4			
																					83	379,043	5			
																					13	403,865	6			
																					3	430,667	7			
																					267	310,672	計			8
																							1	医療職 (三)		
																					236	237,609	2			1
																					109	274,262	3			3
																					87	310,741	4			
																					4	372,493	5			
																					13	415,282	6			
																					1	445,000	7			
																					786	312,336	計			4
																					3	238,467	1	福祉職		
																					7	302,000	2			
																					1	351,700	3			
																					1	400,670	4			
																							5			
																							6			
																					18	332,544	計			

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位:年)

給料表		級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男		2.3	6.8	13.7	23.8	29.1	31.5	32.8	34.7	33.0	20.4
	女		2.4	7.2	15.0	23.6	30.0	31.7	32.7	28.5	31.3	18.3
	計		2.3	7.0	14.1	23.8	29.4	31.6	32.8	34.2	32.8	19.7
警察職	男		2.2	6.3	12.1	19.1	25.6	29.7	31.4	34.8	38.1	16.2
	女		2.7	6.7	12.2	18.8	21.1	27.0				10.2
	計		2.3	6.4	12.1	19.1	25.3	29.7	31.4	34.8	38.1	15.5
教育職(一)	男		15.1	22.4	31.9	34.7						22.8
	女		18.5	21.6	32.4	35.4						21.8
	計		16.2	22.0	32.0	34.8						22.4
教育職(二)	男			16.9	31.9	35.4						19.9
	女			18.0	31.3	35.5						19.0
	計			17.6	31.7	35.4						19.4
研究職	男			5.0	21.0	32.8	36.3					19.7
	女			5.0	20.5	33.0						14.9
	計			5.0	20.9	32.9	36.3					18.5
医療職(一)	男		3.0	7.9	17.1	31.5						21.2
	女		3.0	7.2	16.5	30.9						17.9
	計		3.0	7.8	17.0	31.4						20.6
医療職(二)	男			4.4	9.6	13.4	25.1	31.7	32.7			15.6
	女		10.0	4.1	10.8	14.3	25.6	33.6				16.2
	計		10.0	4.3	10.3	13.9	25.4	32.7	32.7			15.9
医療職(三)	男			5.8	9.6	13.8	20.2	37.0				13.0
	女			5.0	10.6	15.3	25.1	35.7	39.0			16.3
	計			5.1	10.4	15.1	24.6	35.8	39.0			15.9
福祉職	男			12.0								12.0
	女		5.0	11.8	18.0	24.9						16.4
	計		5.0	11.9	18.0	24.9						16.1

第7表 給料表別年齢構成

(単位:人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	6	128	238	278	235	270	334	397	358	2,244
	女	3	101	170	142	137	153	187	198	90	1,181
	計	9	229	408	420	372	423	521	595	448	3,425
警察職	男	25	160	223	241	264	217	155	121	128	1,534
	女	6	49	40	42	24	24	13	1		199
	計	31	209	263	283	288	241	168	122	128	1,733
教育職(一)	男		21	75	107	119	141	145	187	286	1,081
	女		26	58	83	92	111	178	179	134	861
	計		47	133	190	211	252	323	366	420	1,942
教育職(二)	男		69	260	250	230	204	195	276	406	1,890
	女		163	335	328	256	316	296	344	425	2,463
	計		232	595	578	486	520	491	620	831	4,353
研究職	男		10	22	36	24	23	27	44	37	223
	女		5	14	12	15	4	10	9	5	74
	計		15	36	48	39	27	37	53	42	297
医療職(一)	男		1	7	20	20	18	15	23	26	130
	女		1	4	4	7	4	4	2	4	30
	計		2	11	24	27	22	19	25	30	160
医療職(二)	男		5	21	18	30	8	9	12	9	112
	女		11	19	30	38	13	14	18	12	155
	計		16	40	48	68	21	23	30	21	267
医療職(三)	男		3	21	18	14	23	7	1	3	90
	女		67	133	86	116	106	73	55	60	696
	計		70	154	104	130	129	80	56	63	786
福祉職	男				1						1
	女		1	2	4	2	3	3	2		17
	計		1	2	5	2	3	3	2		18
合計	男	31	397	867	969	936	904	887	1,061	1,253	7,305
	女	9	424	775	731	687	734	778	808	730	5,676
	計	40	821	1,642	1,700	1,623	1,638	1,665	1,869	1,983	12,981

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族たる配偶者を有するもの
1人		1,657	419
2人		1,928	429
3人		1,129	552
4人		301	225
5人		36	30
6人以上		6	4
計		5,057	1,659

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	0.9	1.2	0.9	0.6	0.9	1.7	0.6	0.4	0.2	0.8

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

部局	区分	職員数	交通機関等利用者 (A)	交通用具使用者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
				自転車	原動機付自転車等		小計 (B)		
					自動車				
知事部局		3,946	454	207	5	2,220	2,432	176	3,062
各種委員会		337	41	28	1	203	232	27	300
県立学校		2,062	15	8	1	1,868	1,877	7	1,899
小・中学校		4,583	7	7		3,881	3,888	9	3,904
警察本部		2,053	104	59	2	1,426	1,487	38	1,629
計		12,981	621	309	9	9,598	9,916	257	10,794

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	部局							計	区分(km)	知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
	交通用具	知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計								
距 離	2以上 3未満	自転車	122	22	4	2	31	181	30 ~ 32	61	7	31	17	13	129
		原動機付自転車	2	1				3							
		自動車	139	15	103	309	155	721							
	3 ~ 4	自転車	54	5			20	79	32 ~ 34	39	2	22	12	13	88
		原動機付自転車	2					2							
		自動車	208	16	120	403	121	868							
	4 ~ 5	自転車	12	1	3	4	3	23	34 ~ 36	24		23	11	10	68
		原動機付自転車	1					1							
		自動車	165	15	147	372	122	821							
	5 ~ 6	自転車	5				4	9	36 ~ 38	27		5	10	6	48
		原動機付自転車					1	1							
		自動車	124	14	144	350	80	712							
	6 ~ 8	自転車	5			1		6	38 ~ 40	13	1	12	5	6	37
		原動機付自転車			1		1	2							
		自動車	232	18	184	571	161	1,166							
	8 ~ 10	自転車	2		1		1	4	40 ~ 42	17	1	5	3	7	33
		原動機付自転車													
		自動車	178	18	166	443	131	936							
10 ~ 12	自転車	2					2	42 ~ 44	19	1	12	7	2	41	
	原動機付自転車														
	自動車	147	23	164	342	99	775								
12 ~ 14	自転車	2					2	44 ~ 46	12	1	14	5	7	39	
	原動機付自転車														
	自動車	115	16	134	231	100	596								
14 ~ 16	自転車	1					1	46 ~ 48	10		4	1	3	18	
	原動機付自転車														
	自動車	115	17	128	217	50	527								
16 ~ 18	自転車	1					1	48 ~ 50	8		3	2	1	14	
	原動機付自転車														
	自動車	103	11	113	151	60	438								
18 ~ 20	自転車							50 ~ 52	3		2		1	6	
	原動機付自転車														
	自動車	82	3	70	116	53	324								
20 ~ 22	自転車	1					1	52 ~ 54	4		2		1	7	
	原動機付自転車														
	自動車	91	6	67	90	40	294								
22 ~ 24	自転車							54 ~ 56	7			1	1	9	
	原動機付自転車														
	自動車	63	6	55	69	36	229								
24 ~ 26	自転車							56 ~ 58	6			2		8	
	原動機付自転車														
	自動車	47	9	49	53	75	233								
26 ~ 28	自転車							58 ~ 60	6		2	3	2	13	
	原動機付自転車														
	自動車	57	1	50	43	48	199								
28 ~ 30	自転車							60 ~	41	1	4	5	2	53	
	原動機付自転車														
	自動車	57	1	33	37	20	148								
計									207	28	8	7	59	309	
									5	1	1		2	9	
									2,220	203	1,868	3,881	1,426	9,598	

第10表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)			借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借 家 ・ 借 間			
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 28,000円未満の 受給者	手当額 28,000円の 受給者	
行政職	541	2	326	213	25,121
警察職	279	5	184	90	24,786
教育職(一)	308	1	183	124	25,423
教育職(二)	757	2	488	267	25,193
研究職	80	1	52	27	24,785
医療職(一)	46		16	30	26,576
医療職(二)	51		27	24	26,075
医療職(三)	184		124	60	24,679
福祉職	1			1	28,000
計	2,247	11	1,400	836	25,150

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 387事業所
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、統計的手法に則って各層から110事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係170人（うち行政職に相当する調査実人員165人）、初任給関係以外の調査職種3,962人（うち行政職に相当する調査実人員3,847人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、17,344人であり、行政職に相当するものは17,177人である。

(5) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	95	30	43	22
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	10	2	3	5
製造業	49	11	26	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	14	5	7	2
卸売・小売業	9	3	4	2
金融・保険業、不動産業	1	1	0	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	12	8	3	1

(注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が15事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	205,523	209,616	203,660	200,000
	短 大 卒	178,277	—	179,000	177,478
	高 校 卒	170,040	168,215	172,092	165,200
新 卒 技 術 者	大 学 卒	211,567	207,909	206,192	225,000
	短 大 卒	176,561	171,500	178,238	—
	高 校 卒	174,354	166,384	174,560	192,500
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	208,012	209,216	204,691	218,750
	短 大 卒	177,582	171,500	178,624	177,478
	高 校 卒	173,608	166,647	174,150	185,055

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
支店長	3	56.2	691,715	84	691,631	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	57.1	676,581	0	676,581	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x	
工場長	5	53.0	618,487	0	618,487	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	49.5	512,639	0	512,639	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	2	53.3	574,853	0	574,853	
事務部長	139	53.5	587,434	1,296	586,138	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	103	53.8	605,875	880	604,995	
短大卒	15	51.6	531,790	5,431	526,359	
高校卒	21	53.5	537,157	162	536,995	
事務・技術関係職種	64	53.1	592,459	6,279	586,180	同上
技術部長	33	53.1	656,868	530	656,338	
大学卒	8	56.0	649,703	15,222	634,481	
短大卒	23	52.1	494,958	10,475	484,483	
事務部次長	58	51.7	530,480	3,666	526,814	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
大学卒	39	50.9	523,827	5,440	518,387	
短大卒	8	55.1	659,403	0	659,403	
高校卒	11	51.9	451,224	0	451,224	
技術部次長	35	51.1	547,897	14,698	533,199	同上
大学卒	20	49.7	619,834	23,440	596,394	
短大卒	7	55.0	534,150	8,454	525,696	
高校卒	8	49.8	406,804	2,509	404,295	
事務課長	286	49.3	486,768	5,718	481,050	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職
大学卒	210	48.7	483,621	2,993	480,628	
短大卒	30	49.8	454,885	12,302	442,583	
高校卒	45	51.1	521,629	12,066	509,563	
技術課長	250	50.2	515,555	11,550	504,005	同上
大学卒	130	48.1	530,169	4,843	525,326	
短大卒	39	50.3	476,556	15,139	461,417	
高校卒	79	53.4	514,916	20,530	494,386	
中学卒	2	42.9	372,622	0	372,622	

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	109	46.5	480,846	23,634	457,212	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間) 	
	大学卒	74	45.2	506,315	20,131	486,184		
	短大卒	10	47.6	420,856	14,191	406,665		
	高校卒	25	49.2	436,054	35,861	400,193		
	技術課長代理	71	48.0	501,944	30,443	471,501		同上
	大学卒	37	44.5	499,475	27,650	471,825		
	短大卒	5	51.5	488,205	6,639	481,566		
	高校卒	28	51.6	510,672	37,694	472,978		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務係長	213	44.5	438,549	57,167	381,382		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	121	42.0	453,803	54,842	398,961		
	短大卒	35	46.4	373,591	44,216	329,375		
	高校卒	56	48.3	445,989	69,062	376,927		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	273	46.8	451,179	74,625	376,554		同上
	大学卒	88	43.3	459,143	76,766	382,377		
	短大卒	35	47.4	473,688	89,543	384,145		
	高校卒	147	48.4	442,705	69,998	372,707		
	中学卒	3	53.2	404,392	83,222	321,170		
	事務主任	336	41.4	351,182	27,145	324,037		<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	196	39.2	352,667	22,225	330,442		
	短大卒	40	46.4	320,193	16,386	303,807		
	高校卒	100	44.5	360,978	43,394	317,584		
	技術主任	256	43.8	410,595	63,024	347,571		同上
	大学卒	87	40.3	407,369	57,004	350,365		
	短大卒	35	45.4	354,596	43,216	311,380		
	高校卒	132	45.7	428,004	71,995	356,009		
	中学卒	2	47.5	345,706	69,189	276,517		
事務係員	882	35.8	283,874	18,716	265,158			
大学卒	395	32.2	283,255	17,312	265,943			
短大卒	159	43.2	279,596	12,534	267,062			
高校卒	325	37.5	286,744	23,492	263,252			
中学卒	3	38.8	287,454	38,385	249,069			
技術係員	867	35.3	319,990	46,309	273,681			
大学卒	354	31.7	313,816	43,729	270,087			
短大卒	84	39.2	319,008	42,799	276,209			
高校卒	424	37.3	325,309	49,085	276,224			
中学卒	5	45.2	285,770	38,519	247,251			

- (注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)
- 2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

(2)規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
			円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	3	56.2	691,715	84	691,631	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	57.1	676,581	0	676,581	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	工場長	2	57.0	679,238	0	679,238	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	64	53.8	567,533	143	567,390	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	49	53.7	568,053	118	567,935	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	14	53.9	577,890	249	577,641	
	技術部長	19	54.4	764,956	308	764,648	同上
	大学卒	14	53.1	803,177	473	802,704	
	短大卒	3	56.0	790,358	0	790,358	
	高校卒	2	57.7	613,105	0	613,105	
	事務部次長	26	53.2	587,840	1,684	586,156	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
	大学卒	20	52.5	552,575	2,253	550,322	
	短大卒	4	56.4	784,875	0	784,875	
	高校卒	2	52.4	437,123	0	437,123	
技術部次長	12	51.3	625,479	772	624,707	同上	
大学卒	10	50.0	672,434	1,101	671,333		
短大卒	2	54.2	515,146	0	515,146		
高校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	154	50.1	492,920	3,960	488,960	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	
大学卒	113	49.6	480,383	433	479,950		
短大卒	15	50.2	436,884	4,219	432,665		
高校卒	26	51.7	570,282	16,130	554,152		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	96	51.9	623,992	14,260	609,732	同上	
大学卒	56	49.6	619,461	371	619,090		
短大卒	7	52.5	632,739	44,701	588,038		
高校卒	33	55.2	629,020	28,842	600,178		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術 関係 職種	事務課長代理	61	46.6	525,869	25,939	499,930	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長-係長間) 	
	大学卒	44	45.6	556,412	26,122	530,290		
	短大卒	2	51.5	515,877	1,182	514,695		
	高校卒	15	48.6	455,100	27,773	427,327		
	技術課長代理	37	46.4	561,045	40,421	520,624		同上
	大学卒	20	42.3	545,292	35,746	509,546		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	17	51.1	579,418	45,873	533,545		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	107	45.7	479,803	66,247	413,556		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	57	43.9	491,917	61,806	430,111		
	短大卒	11	46.2	417,101	39,775	377,326		
	高校卒	39	48.1	481,724	80,303	401,421		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	75	49.0	580,032	117,269	462,763	同上	
	大学卒	27	42.0	566,068	121,447	444,621		
	短大卒	6	51.0	680,330	172,530	507,800		
	高校卒	41	52.6	576,082	108,692	467,390		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務主任	242	41.7	361,166	26,645	334,521	<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間) 	
	大学卒	143	39.9	357,201	19,110	338,091		
	短大卒	24	48.7	341,639	18,714	322,925		
	高校卒	75	43.3	378,216	48,013	330,203		
	技術主任	77	43.3	482,420	82,710	399,710		同上
	大学卒	23	36.8	481,049	77,996	403,053		
	短大卒	3	46.6	395,921	55,678	340,243		
	高校卒	51	46.1	492,108	87,886	404,222		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	433	34.4	287,060	15,527	271,533			
大学卒	186	31.5	279,400	9,523	269,877			
短大卒	57	43.7	291,336	10,189	281,147			
高校卒	189	35.4	295,953	25,364	270,589			
中学卒	x	x	x	x	x			
技術係員	388	33.1	354,228	61,812	292,416			
大学卒	172	30.5	332,005	55,303	276,702			
短大卒	34	33.8	351,217	57,754	293,463			
高校卒	182	35.3	374,287	68,329	305,958			
中学卒	-	-	-	-	-			

(3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きま つて支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	支店長	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
	工場長	3	49.7	567,559	0	567,559	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	49.5	512,639	0	512,639	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	61	53.9	638,009	963	637,046	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	46	54.0	670,475	897	669,578	
	短大卒	10	53.4	581,813	1,707	580,106	
	高校卒	5	54.0	450,121	0	450,121	
	技術部長	29	52.6	547,178	380	546,798	同上
	大学卒	17	52.7	555,527	660	554,867	
	短大卒	3	54.0	581,371	0	581,371	
	高校卒	9	52.0	521,988	0	521,988	
	事務部次長	24	50.3	480,360	252	480,108	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる 部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
	大学卒	14	49.4	497,286	420	496,866	
	短大卒	4	53.0	464,936	0	464,936	
	高校卒	6	50.6	448,977	0	448,977	
	技術部次長	18	51.7	505,928	712	505,216	同上
	大学卒	7	51.0	572,225	2,056	570,169	
	短大卒	4	55.8	559,812	0	559,812	
	高校卒	7	49.9	418,916	0	418,916	
	事務課長	101	49.0	502,323	5,354	496,969	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の 長および課長級専門職
	大学卒	76	48.3	518,543	3,291	515,252	
	短大卒	12	50.9	482,556	20,666	461,890	
高校卒	12	51.3	427,933	1,807	426,126		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術課長	121	49.0	449,962	3,674	446,288	同上	
大学卒	63	47.3	460,362	3,812	456,550		
短大卒	24	49.0	451,718	148	451,570		
高校卒	33	52.1	428,074	6,077	421,997		
中学卒	x	x	x	x	x		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・技術 関係 係職種	事務課長代理	41	47.3	434,394	23,072	411,322	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長－係長間) 	
	大学卒	27	45.7	450,944	11,457	439,487		
	短大卒	6	47.2	390,898	23,776	367,122		
	高校卒	8	52.6	409,264	61,450	347,814		
	技術課長代理	32	50.1	419,036	18,020	401,016		同上
	大学卒	15	47.1	426,817	17,874	408,943		
	短大卒	5	51.5	488,205	6,639	481,566		
	高校卒	11	52.4	382,312	22,423	359,889		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務係長	79	42.1	399,766	50,114	349,652		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	50	39.5	427,433	51,374	376,059		
	短大卒	17	45.9	371,390	58,701	312,689		
	高校卒	11	47.9	316,657	31,120	285,537		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	149	46.1	391,564	53,405	338,159		同上
	大学卒	50	43.8	404,063	51,553	352,510		
	短大卒	23	47.1	421,375	61,482	359,893		
	高校卒	75	47.1	372,370	50,614	321,756		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務主任	60	40.1	317,473	34,391	283,082		<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
	大学卒	38	36.7	336,694	40,057	296,637		
	短大卒	8	40.8	271,381	7,933	263,448		
	高校卒	14	48.9	290,881	33,475	257,406		
	技術主任	152	44.5	355,839	43,701	312,138		同上
	大学卒	59	41.9	361,275	42,280	318,995		
	短大卒	28	46.0	353,618	40,666	312,952		
	高校卒	63	46.2	351,985	45,630	306,355		
中学卒	2	47.5	345,706	69,189	276,517			
事務係員	341	37.7	285,629	27,585	258,044			
大学卒	163	33.1	297,106	35,365	261,741			
短大卒	70	43.0	278,898	16,171	262,727			
高校卒	106	41.5	272,730	22,993	249,737			
中学卒	2	37.1	237,265	26,489	210,776			
技術係員	417	38.4	280,799	28,544	252,255			
大学卒	149	33.8	287,326	26,352	260,974			
短大卒	48	45.1	284,782	25,962	258,820			
高校卒	215	39.6	275,876	30,184	245,692			
中学卒	5	45.2	285,770	38,519	247,251			

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	14	50.6	468,485	7,260	461,225	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	8	53.0	477,007	4,935	472,072	
短大卒	4	46.5	442,259	15,541	426,718	
高校卒	2	49.5	486,850	0	486,850	
技術部長	16	52.1	442,952	22,818	420,134	同上
大学卒	2	56.5	402,860	0	402,860	
短大卒	2	58.5	505,871	58,022	447,849	
高校卒	12	50.3	439,147	20,754	418,393	
事務部次長	8	50.5	471,767	18,889	452,878	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる 部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
大学卒	5	48.4	476,852	30,222	446,630	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	54.0	463,293	0	463,293	
技術部次長	5	48.8	504,932	92,832	412,100	同上
大学卒	3	46.7	566,879	124,546	442,333	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	x	x	x	x	x	
事務課長	31	45.6	405,974	16,620	389,354	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の 長および課長級専門職
大学卒	21	45.2	386,702	16,487	370,215	
短大卒	3	43.0	474,361	36,121	438,240	
高校卒	7	47.9	434,482	8,661	425,821	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	33	48.4	383,576	27,873	355,703	同上
大学卒	11	44.5	403,056	33,213	369,843	
短大卒	8	51.4	375,291	22,531	352,760	
高校卒	13	51.0	381,697	28,784	352,913	
中学卒	x	x	x	x	x	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・ 技術 関係 職種	事務課長代理	7	41.1	381,842	9,510	372,332	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	3	37.7	347,990	17,039	330,951	
	短大卒	2	46.0	428,050	0	428,050	
	高校卒	2	41.5	386,411	7,727	378,684	
	技術課長代理	2	52.0	446,459	0	446,459	同上
	大学卒	2	52.0	446,459	0	446,459	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	27	45.3	340,714	31,618	309,096	<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	14	41.8	356,152	32,450	323,702	
	短大卒	7	47.9	286,572	22,858	263,714	
	高校卒	6	50.3	367,856	39,897	327,959	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	49	44.7	384,185	56,358	327,827	同上
	大学卒	11	45.0	418,882	68,538	350,344	
	短大卒	6	44.5	411,833	87,804	324,029	
	高校卒	31	44.1	369,752	46,704	323,048	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務主任	34	40.8	303,768	20,311	283,457	<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	15	34.5	322,830	26,363	296,467	
	短大卒	8	41.4	270,704	13,847	256,857	
	高校卒	11	49.0	301,820	16,761	285,059	
	技術主任	27	42.7	405,955	82,861	323,094	同上
	大学卒	5	46.0	412,047	74,786	337,261	
	短大卒	4	40.0	291,979	38,179	253,800	
	高校卒	18	42.4	429,590	95,034	334,556	
事務係員	108	39.1	256,065	12,832	243,233		
大学卒	46	34.5	265,532	17,350	248,182		
短大卒	32	42.4	248,340	10,988	237,352		
高校卒	30	42.8	249,789	7,873	241,916		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	62	34.2	277,131	27,057	250,074		
大学卒	33	31.8	295,025	34,420	260,605		
短大卒	2	36.5	288,184	56,234	231,950		
高校卒	27	36.9	254,440	15,898	238,542		
中学卒	-	-	-	-	-		

2 その他の職種

規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 職種 労働 関係	電話交換手	-	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	x	x	x	x	x	
	守衛	9	54.8	313,576	49,795	263,781	
	用務員	x	x	x	x	x	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長
	研究部(課)長	17	52.4	495,079	1,523	493,556	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	2	38.5	386,126	19,400	366,726	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	6	50.2	544,728	2,871	541,857	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究員	13	38.7	421,334	22,748	398,586	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医療 関係 職種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	-	-	-	-	-	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	-	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	-	-	-	-	-	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	-	-	-	-	-	
	診療放射線技師	-	-	-	-	-	
	臨床検査技師	-	-	-	-	-	
	栄養士	-	-	-	-	-	
	理学療法士	-	-	-	-	-	
	作業療法士	-	-	-	-	-	
	総看護師長	-	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上
看護師長	-	-	-	-	-	部下に看護師または准看護師5人以上	
看護師	-	-	-	-	-		
准看護師	-	-	-	-	-		
教育 関係 職種	大学 学長	x	x	x	x	x	
	大学 教授	5	53.0	488,307	0	488,307	
	大学 准教授	8	44.6	421,803	0	421,803	
	大学 講師	7	45.6	371,937	0	371,937	
	大学 助教	11	38.3	325,515	0	325,515	
	大学 助手	-	-	-	-	-	
	高校 校長	x	x	x	x	x	
	高校 教頭	x	x	x	x	x	
高校 教諭	27	42.0	418,791	0	418,791		

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

第 14 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 採用あり	初任給の改定状況		
		増 額	据置き	減 額
		大 学 卒	30.8	(35.6)
高 校 卒	33.1	(50.5)	(49.5)	(0.0)

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第 15 表 民間における賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
44.4	55.6	50.0	50.0

第 16 表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当 を支給する	在宅勤務関連手当 を支給しない	在宅勤務を 実施していない
	39.5	(6.5)	

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位：%)

検討している	検討していない
20.8	79.2

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

（１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

（２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における令和３年５月から令和４年４月までの費目別平均支出金額（世帯人員を４人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和３年１月～令和３年１２月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が１人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ４人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	30,450 円	38,600 円	49,440 円	60,270 円	71,100 円
住居関係費	38,080	67,550	53,900	40,250	26,610
被服・履物費	3,630	2,500	3,920	5,330	6,750
雑費 I	13,810	22,710	32,650	42,590	52,530
雑費 II	6,770	12,510	14,870	17,230	19,580
合計	92,740	143,870	154,780	165,670	176,570

その2 全国

【令和4年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	31,020 円	39,320 円	50,360 円	61,390 円	72,430 円
住居関係費	44,710	79,300	63,280	47,260	31,240
被服・履物費	5,780	3,990	6,240	8,490	10,740
雑費 I	22,620	37,190	53,470	69,760	86,030
雑費 II	10,350	19,130	22,740	26,340	29,950
合計	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390

第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.469	0.600	0.732	0.863
住居関係費	1.332	1.063	0.794	0.525
被服・履物費	0.285	0.446	0.607	0.768
雑費 I	0.258	0.371	0.485	0.598
雑費 II	0.324	0.385	0.446	0.507

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標

項目		年月	令和3年										令和4年					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全産業	現金給与総額	全 国	金額(円)	313,716	309,110	546,754	425,601	305,945	304,525	305,596	319,111	668,518	310,087	305,157	330,619	321,785	
				前年同月比(%)	2.0	2.5	0.8	1.5	1.3	1.3	1.0	1.1	0.4	1.8	2.5	3.4	2.6	
			福 井 県	金額(円)	288,521	279,859	554,620	405,918	283,406	287,896	286,597	304,053	654,309	286,527	282,734	317,721	300,592	
				前年同月比(%)	△ 2.2	2.4	1.2	7.5	2.0	2.8	2.8	2.8	1.7	1.3	2.0	4.7	4.1	
			きまって支給する給与	全 国	金額(円)	300,317	294,857	297,175	297,740	295,048	296,347	298,582	298,029	298,585	298,869	299,516	303,969	307,905
				前年同月比(%)	1.6	2.6	2.1	1.7	1.3	1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	
			福 井 県	金額(円)	280,657	273,645	279,980	283,747	277,858	277,734	281,495	283,511	278,384	278,346	281,537	285,377	290,191	
				前年同月比(%)	2.5	2.1	2.6	3.8	2.0	1.6	2.8	3.4	0.2	1.2	2.7	1.4	3.4	
		製造業	きまって支給する給与	全 国	金額(円)	330,899	322,882	328,040	330,297	326,433	327,228	327,981	330,633	331,464	323,547	326,196	328,168	332,585
					前年同月比(%)	2.4	4.0	4.8	3.9	3.1	2.3	0.8	1.6	1.7	1.3	0.9	0.5	0.5
				福 井 県	金額(円)	284,280	278,217	290,266	290,275	287,565	286,905	291,096	292,767	291,235	298,013	301,241	299,089	310,427
					前年同月比(%)	△ 0.4	0.8	3.6	2.6	1.8	1.2	1.6	2.2	△ 1.1	5.8	7.6	7.0	9.1
	全産業	総実労働時間数	全 国	(時間)	150.4	136.0	146.9	146.9	135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	
				うち所定外労働時間数(時間)	12.1	11.1	11.4	11.9	10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	
			福 井 県	(時間)	156.3	141.7	156.0	154.3	141.8	148.0	152.3	154.5	149.7	142.0	143.9	149.8	157.0	
				うち所定外労働時間数(時間)	12.8	11.4	12.5	12.6	10.1	12.1	12.3	12.7	12.7	12.3	13.0	13.5	14.8	
生計費(総務省家計調査)	消費支出(全世帯)	全 国	金額(円)	301,043	281,063	260,285	267,710	266,638	265,306	281,996	277,029	317,206	287,801	257,887	307,261	304,510		
			(集計世帯数 7,392)	前年同月比(%)	12.4	11.5	△ 4.9	0.3	△ 3.5	△ 1.7	△ 0.5	△ 0.6	0.7	7.5	2.2	△ 0.8	1.2	
		福 井 市	金額(円)	206,869	226,989	234,148	233,012	245,056	294,115	237,072	286,114	273,175	263,923	207,959	289,518	245,014		
			(集計世帯数 94)	前年同月比(%)	△ 10.4	△ 1.4	△ 18.5	△ 13.0	△ 4.1	25.3	△ 2.8	13.9	5.7	7.5	△ 15.8	13.1	18.4	
消費者物価指数	(総務省)	全 国	前年同月比(%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5		
		福 井 市	前年同月比(%)	△ 1.4	△ 1.2	△ 0.8	△ 1.0	△ 1.0	0.1	△ 0.1	0.4	0.5	△ 0.2	0.2	0.6	2.2		
完全失業率	(総務省)	全 国	(%)	2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5		
		福 井 県	(%)	1.4			1.4			1.4			1.7			1.7		
有効求人倍率	(厚生労働省)	全 国	(倍)	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23		
		福 井 県	(倍)	1.72	1.72	1.75	1.80	1.81	1.82	1.81	1.80	1.79	1.83	1.91	1.89	1.85		
鉱工業生産指数	(福井県政策統計・情報課)	全 国	前年同月比(%)	15.6	21.0	22.9	11.1	8.4	△ 2.5	△ 4.3	4.8	2.2	△ 0.8	0.5	△ 1.7	△ 4.9		
		福 井 県	前年同月比(%)	8.9	15.5	12.1	16.3	4.7	2.3	△ 2.2	0.6	2.8	2.2	0.5	△ 0.6	1.0		

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30以上の事業所を対象とした。
 2 消費支出についての集計世帯数は、令和3年4月から令和4年4月までの1か月平均を示す。
 3 福井県の令和4年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。